

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 29 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 137 号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成 18 年岩手県規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（保健福祉部の部長、総括課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 障害保健福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p><u>（3） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく指定障害者更生施設等の指定に関すること。</u></p> <p><u>（4） 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく指定知的障害者更生施設等の指定に関すること。</u></p> <p><u>（5） 知的障害児施設、知的障害児通園施設及び肢体不自由児施設の改善命令に関すること。</u></p> <p>（6） [略]</p> <p>（7） [略]</p> <p>（8） [略]</p> <p>（9） [略]</p> <p>（10） [略]</p> <p>（11） [略]</p> <p><u>（12） 知的障害児施設、知的障害児通園施設及び肢体不自由児施設の最低基準検査の実施に関すること。</u></p> <p><u>（13） 知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項に規定する指定医療機関の措置委託費に関すること。</u></p> <p>（14） [略]</p> <p>（15） [略]</p> <p>（16） [略]</p> <p>（17） [略]</p> <p>（18） [略]</p> <p>（19） [略]</p> <p>療育精神担当課長専決事項</p> <p>（1）・（2） [略]</p>	<p>（保健福祉部の部長、総括課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 障害保健福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p><u>（3） 障害者自立支援法に基づく旧法指定施設に係る廃止並びに指定の辞退及び取消しの公示に関すること（広域振興局長への委任事項を除く。）。</u></p> <p><u>（4） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定知的障害児施設等（同法に基づく指定医療機関を除く。）の指定に関すること（広域振興局長への委任事項を除く。）。</u></p> <p>（5） [略]</p> <p>（6） [略]</p> <p>（7） [略]</p> <p>（8） [略]</p> <p>（9） [略]</p> <p>（10） [略]</p> <p>（11） [略]</p> <p>（12） [略]</p> <p>（13） [略]</p> <p>（14） [略]</p> <p>（15） [略]</p> <p>（16） [略]</p> <p>療育精神担当課長専決事項</p> <p>（1）・（2） [略]</p>

[略]

7 児童家庭課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 児童福祉施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設及び肢体不自由児施設を除く。）の改善命令に関する事

(2)～(4) [略]

健全育成担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 児童福祉施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設及び肢体不自由児施設を除く。）の最低基準検査に関する事

(4) [略]

(5) 児童入所施設措置委託費（知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設及び児童福祉法第27条第2項に規定する指定医療機関に係るものを除く。）に関する事

(6)・(7) [略]

[略]

（保健福祉環境部長等専決事項）

第35条 広域振興局の保健福祉環境部長、総合支局の保健福祉環境部長及び地方振興局の保健福祉環境部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者			備考
	広域振興局保健福祉環境部長	総合支局保健福祉環境部長	地方振興局保健福祉環境部長	
[略]				

18 [略]

(3) 児童入所施設措置委託費（知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び児童福祉法に基づく指定医療機関に係るものに限る。）に関する事

[略]

7 児童家庭課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 児童福祉施設（指定知的障害児施設等（児童福祉法に基づく指定医療機関を除く。）を除く。）の改善命令に関する事

(2)～(4) [略]

健全育成担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 児童福祉施設（指定知的障害児施設等（児童福祉法に基づく指定医療機関を除く。）を除く。）の最低基準検査に関する事

(4) [略]

(5) 児童入所施設措置委託費（知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び児童福祉法に基づく指定医療機関に係るものを除く。）に関する事

(6)・(7) [略]

[略]

（保健福祉環境部長等専決事項）

第35条 広域振興局の保健福祉環境部長、総合支局の保健福祉環境部長及び地方振興局の保健福祉環境部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者			備考
	広域振興局保健福祉環境部長	総合支局保健福祉環境部長	地方振興局保健福祉環境部長	
[略]				

18 [略]

19 医療保護入院及び応急入院の届出の受理に関する事	○	○	○	
20 措置入院者及び医療保護入院者の定期報告の受理に関する事	○	○	○	





	第34条の3	届出の受理	○	○		○			○			○		
	第34条の4第1項	報告の徴収又は質問若しくは立入検査	○	○		○			○			○		
	第34条の5	事業の制限又は停止の命令	○	○		○			○			○		
	第35条第3項、第4項、第6項及び第7項	児童福祉施設（児童厚生施設を除く。）についての届出の受理、設置の認可及び廃止又は休止の承認	○			○								
		児童厚生施設についての届出の受理、設置の認可及び廃止又は休止の承認	○	○		○			○			○		
	第46条第1項及び第3項	児童福祉施設に対する報告の徴収又は立入検査及び改善の勧告又は命令	○	○		○						○		
	第46条第4項	事業の停止の命令	○		○									
	第55条	保育の実施に要する費用等に係る負担金の交付	○	○		○			○			○	○	
	第56条第2項	第50条第6号の3に規定する費用の徴収	○	○		○			○			○	○	
	第56条第5項及び第8項	費用の支払命令及び徴収	○	○		○			○			○	○	
	第56条第9項	第50条第6号の3に規定する費用の徴収に係る書類の閲覧又は資料の提供の請求	○	○		○			○			○	○	
	第58条	設立認可の取消し	○		○									
	第59条第1項及び第3項	無届出保育施設又は無認可保育施設（認可を取り消された保育所を含む。）に係る報告の徴収又は立入検査及び改善その他の勧告	○	○		○						○		
	第59条第4項	公表	○	○		○			○			○		
	第59条第5項及び第6項	事業停止又は閉鎖命令	○		○									
	第59条第7項	勧告した旨の通知	○	○		○			○			○	○	
	第59条の2第3項及び第59条の2の5第2項	通知	○	○		○			○			○	○	
	第59条の2の5第1項	報告の受理	○	○		○			○			○	○	
	第59条の2の6	協力の依頼（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○			○	○	
61	児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の施行に関する事務	第37条第4項、第5項及び第6項	○	○		○			○			○	○	

別表第 11 の保健所長の項、岩手県福祉総合相談センター所長の項及び児童相談所長の項を次のように改める。

保健所長	1 旅館業法（昭和23年法律第138号）の施行に関する事務	第3条第1項	営業の許可
		第3条の2第1項及び第3条の3第1項	地位承継の承認
		第7条第1項	報告の徴収及び立入検査
		第7条の2	基準適合の命令
		第8条	営業の停止命令
	2 旅館業法施行条例（昭和45年岩手県条例第43号）の施行に関する事務	第5条第2項、第11条第1項及び第2項	届出の受理
	3 興行場法（昭和23年法律第137号）の施行に関する事務	第2条第1項	営業の許可
		第2条の2第2項	届出の受理
		第5条第1項	報告の徴収及び立入検査
	4 興行場法施行条例（昭和59年岩手県条例第33号）の施行に関する事務	第6条	営業の停止命令
		第6条第1項及び第2項	届出の受理
	5 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の施行に関する事務	第2条第1項	営業の許可
		第2条の2第2項	届出の受理
		第4条	療養のために利用される浴場の許可
		第6条第1項	報告の徴収及び立入検査
		第7条第1項	営業の停止命令
	6 公衆浴場法施行条例（昭和35年岩手県条例第58号）の施行に関する事務	第5条第2項、第6条第1項及び第2項	届出の受理
		第10条第2項	業務の停止命令
		第11条及び第11条の3第2項	届出の受理
第11条の2		使用前の検査及び適合の確認	
第13条第1項		立入検査	
7 理容師法（昭和22年法律第234号）の施行に関する事務	第14条	閉鎖命令	
	第10条第2項	業務の停止命令	
	第11条及び第12条の2第2項	届出の受理	
	第12条	使用前の検査及び適合の確認	
	第14条第1項	立入検査	
8 美容師法（昭和32年法律第163号）の施行に関する事務	第15条	閉鎖命令	
	第5条及び第5条の3第2項	届出の受理	
	第5条の2	使用前の検査及び適合の確認	
	第8条第1項	原簿への登録（県内に住所を有する者に係るものに限る。）	
	第9条	業務従事者の業務停止	
9 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）の施行に関する事務	第10条第1項	立入検査	
	第10条の2	措置命令	
	第11条	営業の停止並びにクリーニング所の閉鎖及び業務用の車両の営業のための使用の停止の命令	
	第5条	届出の受理及びその旨の通知	
	第11条第1項	報告の徴収及び立入検査	
	第12条	改善及び使用停止等の命令	
	第12条の5第1項	報告の徴収及び立入検査	
10 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関する事務	第13条第2項	説明及び資料の提出の要求	
	第13条第3項	第12条に規定する事態が存する旨の通知及び勧告	
	第36条第1項	改善の指示（専用水道に限る。）	
	第36条第2項	水道技術管理者変更の勧告（専用水道に限る。）	
	第36条第3項	必要な措置の指示	
	第37条	給水停止命令（専用水道及び簡易専用水道に限る。）	
11 水道法（昭和32年法律第177号）の施行に関する事務	第39条第1項、第2項及び第3項	報告の徴収及び立入検査	

12 学校事業所等水道条例の施行に関する事務	第9条第1項	報告の徴収及び立入検査
	第10条	改善命令及び給水停止命令
13 浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に関する事務	第5条第1項及び第2項	届出の受理及び勧告
	第5条第4項	通知
	第7条第2項	報告の受理
	第7条の2第1項及び第2項	指導、助言及び勧告
	第7条の2第3項	措置命令
	第10条の2第1項、第2項及び第3項	報告の受理
	第11条第2項	報告の受理
	第11条の2	届出の受理
	第12条第1項	助言、指導及び勧告
	第12条第2項	改善及び使用停止の命令
	第12条の2第1項及び第2項	指導、助言及び勧告
	第12条の2第3項	措置命令
	第53条第1項及び第2項	報告の徴収及び立入検査
14 浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）の施行に関する事務	第1条の2	届出の受理
	第14条第1項及び第2項	報告の徴収及び立入検査等
15 民法の施行に関する事務（その行う事業が2以上の保健所の所管区域にわたる公益法人に係るものを除き、組織規則第42条に規定する保健所の所掌事務に関する事業を行う公益法人に係るものに限る。）	第59条第3号	報告の受理
	第67条	業務の監督
	第77条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）並びに第83条	届出の受理
16 知事の所管に属する事務の公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和41年岩手県規則第73号）の施行に関する事務（その行う事業が2以上の保健所の所管区域にわたる公益法人に係るものを除き、組織規則第42条に規定する保健所の所掌事務に関する事業を行う公益法人に係るものに限る。）	第4条第1項、第5条第1項及び第6条第2項	届出の受理
	第6条第1項	事業概況報告書等の受理
	第7条第1項	申請の受理
	第10条	業務の監督
17 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関する事務	第5条第2項	報告の徴収及び帳簿書類の提出命令
	第7条第1項及び第2項	開設及び開設許可事項の変更の許可（病院に係るものを除く。）
	第8条、第8条の2、第9条、第51条第1項、第55条第5項及び附則第2条第1項	届出の受理
	第12条	管理の許可（2以上の保健所の所管区域にわたる病院の開設者に係るものを除く。）
	第16条	宿直の免除の許可
	第18条	専属の薬剤師を置かないことの許可
	第21条第1項	病院の人員の特例の許可
	第24条第1項	施設の使用の制限及び禁止並びに修繕及び改築の命令（病院に係るものを除く。）
	第25条第1項	報告の徴収及び立入検査（病院に係るものを除く。）
	第27条	使用前の検査（病院に係るものを除く。）
	第28条	管理者の変更の命令（病院に係るものを除く。）
	第29条第1項	許可の取消し及び閉鎖命令（病院に係るものを除く。）
	第30条	弁明の機会の付与（病院に係るものを除く。）
	第46条の2第1項	理事の減員の認可
	第47条第1項	管理者の一部を理事に加えないことの認可
	第50条第1項及び第3項	定款又は寄附行為の変更の認可及び届出の受理
	第68条において準用する民法第56条、第57条、第59条第3号、第77条第2項及び第83条	仮理事の選任、特別代理人の選任、監事からの報告の受理、清算人登記の届出の受理及び清算結了の届出の受理

18 医療法施行令（昭和23年政令第326号）の施行に関する事務	第4条、第4条の2、第5条の7及び第5条の8	届出の受理
19 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の施行に関する事務	第24条、第25条、第26条、第27条、第27条の2、第28条、第29条及び第33条	届出の受理
20 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）の施行に関する事務	第19条第1項	死体の保存の許可
21 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）の施行に関する事務	第20条の3第1項	開設の登録
	第20条の4第1項	登録の変更
	第20条の4第3項	届出の受理
	第20条の5第1項	報告の徴収及び立入検査
	第20条の6	必要な指示
22 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）の施行に関する事務	第20条の7	登録の取消し及び業務の停止命令
	第13条及び第14条第2項	登録証明書の交付
	第17条	届出の受理
23 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）の施行に関する事務	第20条	登録証明書の返納の受理
24 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）の施行に関する事務	第7条第3項	届出の受理
25 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の施行に関する事務	第7条第3項及び第21条	届出の受理
	第24条	構造設備の改善命令
	第25条	使用の禁止
	第26条第1項	広告事項の許可
26 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の施行に関する事務	第27条第1項	報告の徴収及び立入検査
	第9条の2第1項（第12条の2第2項において準用する場合を含む。）、第9条の3及び第9条の4	届出の受理
	第10条第1項（第12条の2第2項において準用する場合を含む。）、第11条第2項（第12条の2第2項において準用する場合を含む。）、	報告の徴収及び臨検検査
27 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の施行に関する事務	第11条	使用の制限及び禁止並びに構造設備の改善及び衛生上必要な措置を講ずべき旨の命令
	第19条	届出の受理
28 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）の施行に関する事務	第21条第1項	報告の徴収及び立入検査
	第22条	使用の制限及び禁止並びに構造設備の改善及び必要な措置を講ずべき旨の命令
	第3条第2項	登録事項の変更（県内に就業している者及び県内に住所を有し、かつ、就業していない者に係るものに限る。）
29 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）の施行に関する事務	第4条第2項及び第5条第1項	登録の抹消（県内に就業している者及び県内に住所を有し、かつ、就業していない者に係るものに限る。）
	第7条第5項並びに第8条第2項及び第4項	免許証の返納の受理（県内に就業している者及び県内に住所を有する者（他の都道府県知事を経由して申請してきた者を除く。）に係るものに限る。）
30 栄養士法（昭和22年法律第245号）の施行に関する事務	第12条第4項	届出の受理
	第12条第5項	変更の命令
31 栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）の施行に関する事務（県内に住所を有する者に係るものに限る。）	第3条の2第1項	名簿への登録
	第3条第2項	名簿の訂正
	第4条第1項	登録の抹消
32 調理師法（昭和33年法律第147号）の施行に関する事務	第6条第5項並びに第8条第1項及び第3項	免許証の返納の受理
	第5条第1項	名簿への登録
	第5条の2第1項	届出の受理

33 調理師法施行令（昭和33年政令第303号）の施行に関する事務（県内に住所を有する者に係るものに限る。）	第11条第2項	名簿の訂正
	第12条	登録の消除
	第14条第4項及び第15条	免許証の返納の受理
34 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）の施行に関する事務	第7条第1項	名簿への登録
35 製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）の施行に関する事務（県内に住所を有する者に係るものに限る。）	第3条第2項	名簿の訂正
	第4条	登録の消除
	第6条第4項及び第7条	免許証の返納の受理
36 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	第11条第1項	調査世帯の指定
	第18条	専門的な栄養指導その他の保健指導の実施
	第20条	特定給食施設の届出の受理
	第21条第1項	管理栄養士必置施設の指定
	第22条	指導及び助言
	第23条	勧告及び命令
	第24条第1項	報告の徴収及び立入検査等
	第27条第1項	立入検査及び収去
37 結核予防法（昭和26年法律第96号）の施行に関する事務	第5条	健康診断の実施
	第11条第1項（第20条において準用する場合を含む。）	通報及び報告の受理
	第14条	予防接種の実施
	第28条第1項	従業の禁止
	第29条第1項	入所の命令
	第30条	家屋の消毒及び患者の隔離の命令等
	第31条第1項	物件の消毒又は廃棄の命令等
	第32条第1項	質問又は立入調査
	第34条第1項、第35条第1項及び第41条第1項	医療費負担の決定及び療養費の支給
	第36条第1項	指定医療機関の指定
第42条第1項	報告の徴収及び実地検査	
38 予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）の施行に関する事務	第4条第1項	予防接種済証の交付
39 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	第14条第1項及び第5項	指定届出機関の指定及び取消し
	第15条第1項	発生の状況、動向及び原因の調査
	第17条	健康診断の勧告等
	第18条	就業制限の通知等
	第19条及び第20条（第26条において準用する場合を含む。）	入院の勧告及び措置並びに入院期間の延長等
	第21条（第26条において準用する場合を含む。）	移送
	第22条（第26条において準用する場合を含む。）	退院の措置等
	第24条第1項	協議会の設置
	第27条	汚染された場所の消毒の命令等
	第28条	ねずみ族、昆虫等の駆除の命令等
	第29条	物件に係る措置の命令等
	第30条	死体の移動制限等
	第31条	生活の用に供される水の使用制限等
	第32条	建物に係る措置
	第33条	交通の制限又は遮断
	第35条第1項	質問及び調査
第36条	書面による通知等	
第40条第3項	診療報酬の審査等	
40 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の施行に関する事務	第7条	健康診断の実施
	第8条	記録の作成及び保存
	第9条	指導
41 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の施行に関する事務	第26条第1項（第62条第1項において準用する場合を含む。）	検査命令及び申請の受理
	第28条第1項（第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）	報告の徴収、臨検検査及び物件の収去（食肉衛生検査所の所管に係るものを除く。）

	第30条第2項（第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）	監視指導（食肉衛生検査所の所管に係るものを除く。）
	第48条第8項及び第53条第2項（第62条第1項において準用する場合を含む。）	届出の受理
	第52条第1項（第62条第1項において準用する場合を含む。）	営業の許可
	第54条（第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）	廃棄命令等の措置（食肉衛生検査所の所管に係るものを除く。）
	第55条及び第56条（第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）	許可の取消し等の措置
	第59条第1項及び第2項	死体解剖の措置
42 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の施行に関する事務	第71条	届出の受理
43 食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）の施行に関する事務	第6条及び第7条	届出の受理
44 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）の施行に関する事務	第3条（第8条において準用する場合を含む。）	設置の許可及び届出の受理
	第6条第1項（第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。）	報告の徴収及び立入検査
	第6条の2（第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。）	基準適合の命令
	第7条（第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。）	許可の取消し及び使用の制限並びに禁止の命令
45 化製場等に関する法律施行条例（昭和59年岩手県条例第34号）の施行に関する事務	第9条第1項及び第2項	届出の受理（化製場等に関する法律第9条第1項の許可を受けた者に係るものを除く。）
46 化製場等に関する法律施行細則（昭和32年岩手県規則第41号）の施行に関する事務	第3条	届出の受理（化製場等に関する法律第9条第1項の許可を受けた者に係るものを除く。）
47 狂犬病予防法の施行に関する事務	第13条	検診又は予防注射の実施
	第14条第1項	病性鑑定のための措置の許可
	第18条第1項	犬の抑留
	第18条の2第1項	犬の薬殺及びその周知
	第21条	抑留所の管理
48 動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する事務	第14条第1項	係留されていない犬（第9条第1項アからエまでのいずれかに該当するものを除く。）の抑留
	第14条第6項	通知及び公示
	第14条第7項	処分及び申出の受理
	第15条第1項	係留をされていない犬の薬殺及び薬殺する旨の周知
	第16条	措置命令
	第22条第1項	報告の徴収及び立入調査（犬による危害の防止に係るものに限る。）
49 薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	第4条	薬局開設の許可及び許可の更新
	第7条第3項（第27条において準用する場合を含む。）	薬局管理者の兼任の許可
	第10条（第38条並びに第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、第32条及び第39条の3第1項	届出の受理（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第12条第1項及び第2項	薬局開設者に対する薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可及び許可の更新

	第13条第2項及び第3項 (同条第7項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)	薬局開設者に対する薬局製造販売医薬品の製造業の許可及び許可の更新
	第14条第1項及び第9項	薬局における薬局製造販売医薬品の製造販売の承認及び変更承認
	第14条第10項	薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項の軽微な変更の届出の受理
	第14条の9	薬局における製造販売の届出の受理
	第19条	届出の受理(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
	第24条第2項	許可の更新(配置販売業に係るものを除く。)
	第26条第1項及び第3項	一般販売業等の許可
	第28条第1項	薬種商販売業の許可
	第33条第1項	身分証明書の交付
	第35条	特例販売業の許可
	第39条第2項及び第4項	高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可及び許可の更新
	第69条第1項、第2項及び第3項	報告の徴収並びに立入検査及び物件の収去(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
	第70条第1項及び第2項	措置命令等(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
	第71条	検査命令(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
	第72条第3項及び第4項	改善及び使用禁止の命令(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
	第72条の2	薬剤師の増員命令
	第72条の3	措置命令(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
	第73条	管理者の変更命令(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
	第74条の2	承認の取消し及び変更命令(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
	第75条第1項	許可の取消し及び業務停止の命令(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
	第76条	弁明等の機会の付与(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
	第77条の4の3	回収の報告の受理(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
50 薬事法施行令(昭和36年政令第11号)の施行に関する事務	第2条	取扱処方せん数の届出の受理
	第4条、第11条及び第44条	許可証の交付(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
	第5条、第6条、第12条、第13条、第45条及び第46条第1項	許可証の書換え交付及び再交付(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
	第6条第4項、第7条、第13条第4項、第14条、第46条第3項及び第47条	許可証の返納の受理(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
	第8条、第15条及び第48条	許可台帳の記載(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
	第19条	承認台帳の記載(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
51 薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)の施行に関する事務	第144条第1項	届出の受理(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
52 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の施行に関する事務	第4条	販売業の登録
	第7条第3項(第22条において準用する場合を含む。)、第10条第1項、第21条第1項並びに第22条第1項、第2項及び第3項	届出の受理

	項において準用する場合を含む。)	
	第17条第1項(第22条第4項において準用する場合を含む。)	報告の徴収並びに立入検査及び毒物の収去等
	第19条第1項、第2項、第3項及び第4項	基準適合の命令、登録の取消し、責任者の変更命令及び業務停止命令(特定毒物研究者に係るものを除く。)
53 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)の施行に関する事務	第11条、第16条、第22条及び第28条	特定毒物使用者の指定
	第33条	登録票の交付
	第35条及び第36条	登録票の書換え交付及び再交付
54 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)の施行に関する事務	第11条の3第3項及び第16条	登録票の返納等の受理
55 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関する事務	第29条	麻薬の廃棄の許可
	第35条第2項	届出の受理
56 大麻取締法(昭和23年法律第124号)の施行に関する事務	第5条第1項	大麻取扱者の免許
	第6条第1項	名簿への登録
	第7条第1項	免許証の交付
	第10条第1項及び第3項	免許の取消しの申請の受理及び登録の抹消
	第10条第2項及び第5項	届出の受理
	第10条第4項及び第7項	免許証の返納の受理
	第10条第6項	免許証の再交付
	第15条及び第17条	報告の受理
	第18条	免許の取消し
	第21条第1項	報告の徴収並びに立入検査及び収去
57 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)の施行に関する事務	第3条第1項、第30条の2及び第35条第2項	覚せい剤施用機関等の指定
	第5条第1項(第30条の5において準用する場合を含む。)	指定証の交付
	第8条第1項及び第30条の3第1項	指定の取消し及び業務等の停止命令
	第9条第2項及び第3項、第12条第2項及び第3項(第30条の5において準用する場合を含む。)、第23条、第30条の4第1項、第30条の14並びに第36条第1項	届出の受理
	第10条(第30条の5において準用する場合を含む。)	指定証の返納等の受理及び返還
	第11条(第30条の5において準用する場合を含む。)	指定証の再交付及び旧指定証の返納の受理
	第12条第4項	指定証の訂正及び返還
	第22条の2及び第30条の13	廃棄の立会い
	第24条第1項、第2項及び第3項、第30条の15第1項、第2項及び第3項並びに第36条第1項	指定の失効に係る報告の受理及び立会い等
	第30条	報告の受理
	第31条	報告の徴収(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
	第32条第1項及び第2項	立入検査及び収去等(保健所長に委任されている事項に係るものに限る。)
58 覚せい剤取締法施行規則(昭和26年厚生省令第30号)の施行に関する事務	第13条	届出の受理
59 老人保健法(昭和57年法律第80号)の施行に関する事務	第21条	連絡調整
	第46条の20第1項	助言

60 介護保険法の施行に関する事務	第24条第1項	報告の徴収等及び質問（福祉サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護老人福祉施設及び地域密着型福祉サービス事業者に係るものを除く。）
	第24条第2項	報告の徴収及び質問（福祉サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護老人福祉施設及び地域密着型福祉サービス事業者に係るものを除く。）
	第41条第1項本文及び第53条第1項本文	指定（福祉サービス事業者の指定に係るものを除く。）
	第70条第1項、第70条の2第2項（第115条の10において準用する場合を含む。）及び第115条の2第1項	申請の受理（福祉サービス事業者に係るものを除く。）
	第70条の2第1項（第115条の10において準用する場合を含む。）	指定の更新（福祉サービス事業者に係るものを除く。）
	第71条第1項及び第72条第1項（第115条の10においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	別段の申出の受理
	第75条及び第115条の5	届出の受理（福祉サービス事業者に係るものを除く。）
	第76条及び第115条の6	報告の徴収等及び質問若しくは立入検査（福祉サービス事業者に係るものを除く。）
	第76条の2及び第115条の7	勧告及び公表若しくは命令及び公示（福祉サービス事業者に係るものを除く。）
	第77条及び第115条の8	指定の取消し又は効力の停止（福祉サービス事業者に係るものを除く。）
	第78条及び第115条の9	公示（福祉サービス事業者に係るものを除く。）
	第95条	管理者の承認
	第98条第1項第4号	広告の許可
	第99条及び第111条並びに第105条において準用する医療法第8条の2第2項及び第9条	届出の受理
	第100条及び第112条	報告の徴収等並びに質問若しくは立入検査
	第101条	使用制限及び禁止並びに修繕及び改築の命令
	第102条	管理者の変更命令
	第103条	業務運営の勧告及び公表若しくは命令及び公示
	第105条において準用する医療法第30条（使用制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築の命令、管理者の変更命令並びに業務運営の命令に限る。）	弁明の機会の付与
	第113条の2	勧告及び公表若しくは命令及び公示
第115条の29第4項	命令（福祉サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護老人福祉施設及び地域密着型福祉サービス事業者に係るものを除く。）	
第115条の29第6項	指定の取消し又は効力の停止（福祉サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び地域密着型福祉サービス事業者に係るものを除く。）	
61 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	第23条第1項	申請の受理
	第24条	通報の受理
	第26条の2及び第29条の5	届出の受理
	第27条第1項、第2項及び第3項	調査及び診察の命令並びに職員の立会い
	第28条第1項	診察の通知
	第29条第1項及び第3項	入院措置及び告知

		第29条の2第1項	診察及び緊急入院措置	
		第29条の2の2第1項並びに第34条第1項、第2項及び第3項	移送	
		第29条の2の2第2項 (第34条第4項において準用する場合を含む。)	移送の告知	
		第29条の2の2第3項 (第34条第4項において準用する場合を含む。)	行動の制限	
		第29条の4第1項	入院措置の解除	
		第38条の6	報告の徴収等	
		第40条	仮退院の許可	
		第47条第1項	医師の指定	
62	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和43年岩手県規則第73号)の施行に関する事務	第3条	報告の受理	
		第4条	入院命令書の交付	
		第5条	入院措置の解除の通知	
		第11条	届出の受理	
63	障害者自立支援法の施行に関する事務	第8条第2項	不正利得の徴収(精神通院医療に係るものに限る。)	
		第10条第1項及び第66条	報告の徴収又は質問若しくは立入検査(精神通院医療に係るものに限る。)	
		第54条第1項及び第2項	自立支援医療費の支給認定等(育成医療に係るものに限る。)	
		第54条第3項	自立支援医療受給者証の交付(育成医療に係るものに限る。)	
		第56条第2項及び第4項	支給認定の変更の認定等(育成医療に係るものに限る。)	
		第57条	支給認定の取消し等(育成医療に係るものに限る。)	
		第59条	自立支援医療機関の指定(精神通院医療に係るものに限る。)	
		第60条	自立支援医療機関の指定の更新(精神通院医療に係るものに限る。)	
		第63条	自立支援医療機関への指導	
		第64条	自立支援医療機関の変更の届出の受理(精神通院医療に係るものに限る。)	
		第67条	勧告及び措置命令等(精神通院医療に係るものに限る。)	
		第68条	自立支援医療機関の指定の取消し又は効力停止(精神通院医療に係るものに限る。)	
64	児童福祉法の施行に関する事務	第20条第1項	療育の給付の決定	
		第21条の5	慢性疾患にかかっている児童等に対する医療の給付の決定	
		第56条第5項	費用の支払命令(慢性疾患にかかっている児童等に対する医療の給付に係るものに限る。)	
		第56条第8項	第56条第5項に規定する費用の支払命令(慢性疾患にかかっている児童等に対する医療の給付に係るものに限る。)に係る書類の閲覧及び資料の請求	
65	母子保健法の施行に関する事務	第8条	連絡調整	
		第18条	届出の受理	
		第19条第1項及び第3項	訪問指導及び通知	
		第20条第1項	養育医療の給付の決定	
66	母体保護法(昭和23年法律第156号)の施行に関する事務	第25条	届出の受理	
67	母体保護法施行令(昭和24年政令第16号)の施行に関する事務	第2条	受胎調節実地指導員の被指定者の名簿の作成	
		第4条	旧住所地の都道府県知事への通知等	
岩手県福祉総合相談センター所長	1	児童福祉法の施行に関する事務	第11条第1項第1号	連絡調整等
			第11条第1項第2号ロ、ハ、ニ及びホ	相談の対応、調査及び判定、指導並びに一時保護
			第11条第2項	助言

	第24条の2第1項（第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）	障害児施設給付費の支給
	第24条の3第2項、第4項、第6項、第8項及び第10項（第24条の7第2項において準用する場合及び第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）	障害児施設給付費の支給の要否の決定、支給期間の決定、受給者証の交付、障害児施設給付費の支払い及び請求の審査
	第24条の4第1項及び第2項（第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）	施設給付決定の取消し及び受給者証の返還
	第24条の6第1項（第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）	高額障害児施設給付費の支給
	第24条の7第1項（第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）	特定入所障害児食費等給付費の支給
	第24条の19第1項及び第2項（第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）	指定知的障害児施設等に関する情報提供、利用相談及び助言並びに施設利用のあっせん又は調整及び施設利用の要請
	第24条の20第1項及び第4項（第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。）	障害児施設医療費の支給及び障害児施設医療費の支払い
	第27条第1項及び第2項	要保護児童に対する措置
	第27条第7項	日常生活上の援助及び生活指導の措置
	第27条の2第1項	入所の措置
	第27条の3	家庭裁判所への送致
	第28条第1項及び第4項	保護者の児童虐待等の場合の措置
	第28条第2項	措置期間の更新
	第29条	立入調査の指示
	第30条の2	児童の保護についての指示及び報告の徴収
	第31条第2項、第3項及び第4項	在所期間の延長等
	第33条第2項	一時保護及びその委託
	第56条第2項	第50条第7号及び第7号の2に規定する費用の徴収
	第56条第8項	第50条第7号及び第7号の2に規定する費用の徴収に係る書類の閲覧及び資料の提供の請求
	第57条の2第1項及び第2項	不正利得の徴収及び返還
	第57条の3第1項	報告若しくは文書等の提出等の命令及び質問
	第57条の4	文書の閲覧若しくは資料の提供及び報告の請求
	第63条の2第1項及び第2項	在所期間の延長等
	第63条の3第1項	入所等の措置
	第63条の3の2第1項、第2項及び第3項	満18歳以上の者に対する障害児施設給付費等の支給
2 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関する事務	第9条第1項	立入調査の指示
	第10条第1項	警察署長に対する援助要請
	第11条第3項	勧告
	第13条	児童福祉司等の意見の聴取
3 重症心身障害児（者）通園事業に関する事務		重症心身障害児（者）通園事業の利用者の決定及び契約等
4 売春防止法（昭和31年法律第118号）の施行に関する事務		要保護女子の婦人保護施設への入所措置及び退所措置
5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関する事務		被害者（その同伴する家族を含む。）の婦人保護施設への入所決定及び退所決定

児童相談所 長	1 児童福祉法の施行に関する事務	第11条第1項第1号	連絡調整等
		第11条第1項第2号ロ、ハ、ニ及びホ	相談の対応、調査及び判定、指導並びに一時保護
		第11条第2項	助言
		第24条の3第2項、第4項、第6項及び第10項(第24条の7第2項において準用する場合及び第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)	障害児施設給付費の支給の要否の決定、支給期間の決定、受給者証の交付及び請求の審査
		第24条の4第1項及び第2項(第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)	施設給付決定の取消し及び受給者証の返還
		第24条の19第1項及び第2項(第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)	指定知的障害児施設等に関する情報提供、利用相談及び助言並びに施設利用のあっせん又は調整及び施設利用の要請
		第27条第1項及び第2項	要保護児童に対する措置
		第27条第7項	日常生活上の援助及び生活指導の措置
		第27条の2第1項	入所の措置
		第27条の3	家庭裁判所への送致
		第28条第1項及び第4項	保護者の児童虐待等の場合の措置
		第28条第2項	措置期間の更新
		第29条	立入調査の指示
		第30条の2	児童の保護についての指示及び報告の徴収
		第31条第2項、第3項及び第4項	在所期間の延長等
		第33条第2項	一時保護及びその委託
		第56条第2項	第50条第7号及び第7号の2に規定する費用の徴収
		第56条第8項	第50条第7号及び第7号の2に規定する費用の徴収に係る書類の閲覧及び資料の提供の請求
		第57条の3第1項	報告若しくは文書等の提出等の命令及び質問
		第57条の4	文書の閲覧若しくは資料の提供及び報告の請求
		第63条の2第1項及び第2項	在所期間の延長等
		第63条の3第1項	入所等の措置
		第63条の3の2第1項、第2項及び第3項	満18歳以上の者に対する障害児施設給付費等の支給(支払に関する事務を除く。)
		2 児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する事務	第9条第1項
		第10条第1項	警察署長に対する援助要請
		第11条第3項	勧告
		第13条	児童福祉司等の意見の聴取
	3 重症心身障害児(者)通園事業に関する事務		重症心身障害児(者)通園事業の利用者の決定及び契約等

別表第11の都南の園園長の項を次のように改める。

都南の園園 長	1 肢体不自由児及び身体障害者の治療及び更生に関する事務		入園者等の決定その他入園者等の取扱い及び治療訓練内容等の決定
	2 都南の園使用料等条例(昭和32年岩手県条例第42号)の施行に関する事務	第4条	使用料又は手数料の減免

	改正前	改正後
2	(保健福祉部の部長、総括課長及び担当課長の専決事項) 第23条 [略] 2～5 [略]	(保健福祉部の部長、総括課長及び担当課長の専決事項) 第23条 [略] 2～5 [略]
	6 障害保健福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課	6 障害保健福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課

長の専決事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1)～(8) [略]
  - (9) 精神病院の改善計画の提出命令及び入院停止命令等に関すること。
  - (10) [略]
  - (11) 精神病院の指定に関すること。
  - (12)・(13) [略]
  - (14) 精神病院の管理者からの報告徴収等に関すること。
  - (15)・(16) [略]
- [略]

(精神保健福祉センター所長専決事項)

第50条 精神保健福祉センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 精神病院に入院中の者の退院命令及び処遇改善命令に関すること。

長の専決事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1)～(8) [略]
  - (9) 精神科病院の改善計画の提出命令及び入院停止命令等に関すること。
  - (10) [略]
  - (11) 精神科病院の指定に関すること。
  - (12)・(13) [略]
  - (14) 精神科病院の管理者からの報告徴収等に関すること。
  - (15)・(16) [略]
- [略]

(精神保健福祉センター所長専決事項)

第50条 精神保健福祉センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 精神科病院に入院中の者の退院命令及び処遇改善命令に関すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 94 号）の施行の日から施行する。